

西尾市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で、道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の高さが80センチメートル以上のものをいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (3) 通学路 学校が定める児童又は生徒の通学のための道をいう。
- (4) 避難路 市長が別に定める災害時における避難路をいう。
- (5) 通学路等 第3号から前号に定める路線、その他市長が定める路線をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、道路、通学路等及び公共施設の敷地に面するブロック塀等の撤去を行う場合で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の組積造部分の高さ80センチメートル以上を撤去すること。
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものでないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をい

う。以下同じ。)

- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助の対象となるブロック塀等の撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額(以下「補助対象経費」という。)の2分の1の額とし、10万円を限度とする。ただし、通学路等に面するブロック塀等にあつては、補助対象経費の3分の2の額とし、15万円を限度とする。

2 敷地が、通学路等と通学路等以外の複数の路線に面する場合の補助金の算定については、それぞれ前項で規定される補助金の額を合算したものとす。ただし、15万円を限度とする。

3 補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第5条 申請者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該撤去工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金算定書
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図(撤去範囲、対象工事とそれ以外の部分分かるもの)
- (4) 撤去工事前のブロック塀等の写真
- (5) 工事見積書の写し(対象工事とそれ以外の部分分かるもの)
- (6) 市税の納税証明書(完納証明書用)

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第6条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)に前条第1項に定める関係書類のうち、変更した書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去等工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（補助事業の中止）

第7条 申請者は、対応工事を中止しようとする場合は、速やかに事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第8条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、補助事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) ブロック塀等が撤去されたことが確認できる工事完了後の写真
- (3) 撤去工事費の領収書又は請求書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第9条 市長は、前条第1項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適正と認めるときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の

規定に違反したとき。

- (3) 補助事業完了実績報告書が、第8条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて補助事業完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和6年度を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。